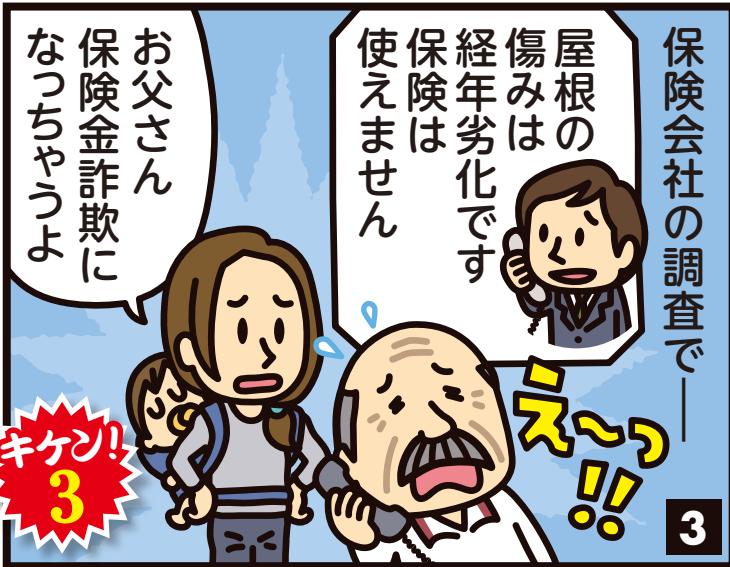


「保険金を使える」という 住宅修理トラブルにご注意!



- 1 「無料」という言葉に注意! **不要な勧誘は断る**
- 2 業者の説明を **うのみにしない**
- 3 うその理由による保険金請求は **詐欺罪に問われる** ことも



消費者ホットライン
最寄りの相談窓口につながります!
TEL 188

おかしいな? 不安だな?
と思ったら
すぐに相談!!

今月の標語

気をつけて!
屋根より危険な
その契約